

資料編

第6次稲美町総合計画について(諮問)

稲企政 第70号
令和2年11月9日

稲美町総合計画審議会
会長 田端 和彦 様

稲美町長 古 谷 博

第6次稲美町総合計画について(諮問)

第6次稲美町総合計画の策定にあたり、稲美町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

第6次稲美町総合計画について(答申)

令和4年2月9日

稲美町長 古谷 博 様

稲美町総合計画審議会
会長 田端 和彦

第6次稲美町総合計画について(答申)

令和2年11月9日付け、稲企政第70号で諮問のあった標記の件について、本審議会において慎重に審議をした結果、別添のとおり答申します。

また、下記事項について十分考慮されるよう要望します。

記

1. 住民に対して本計画の周知を十分に行うとともに、住民と行政との共通認識のもと住民協働による“ともにつくる”まちづくりの推進に努められたい。
2. 基本理念に基づき、5つの基本目標の達成に向け、まちづくりを進め、誰もが住んでよかったと思える稲美町の実現に努められたい。
3. 人口減少や少子高齢化への対応については、まちづくりの歩みや、土地利用の推進、住民生活や産業の維持・振興などを総合的に判断し、地方創生の取り組みと一体となって進められたい。
4. 本計画に基づく施策や事業について、新しい生活様式等の社会情勢の変化や住民ニーズに的確に対応しながら、柔軟な事業展開に努めるとともに、“未来へつなぐ”持続可能なまちづくりの推進に努められたい。
5. 施策や事業の実施における進行管理並びに継続的な評価・改善の仕組みを確立し、本計画の推進に努められたい。

計画策定の経過

日程	総合計画		総合戦略		住民	議会
	策定委員会	審議会	創生本部	推進委員会		
(令和2年度)						
4～7月					公募委員募集	常任委員会
8～10月					○住民意向調査 (8/26～9/30)	常任委員会
11月	■第1回(11/2) ・委員の委嘱 ・概略説明 ・住民アンケートの結果報告	■第1回(11/9) ・委員の委嘱 ・町長からの諮問 ・概略説明 ・住民アンケートの結果報告	■第1回(11/16) ・概略説明 ・住民アンケートの結果報告	■第1回(11/17) ・委員の委嘱 ・概略説明 ・住民アンケートの結果報告		常任委員会
12月	■第2回(12/28) ・現状分析 ・序論(案)検討					
1月		□第2回 (1/28～2/12) ・序論(案)審議				
2月			■第2回(2/15) ・前戦略の評価	□第2回 (2/18～3/19) ・前戦略の評価		常任委員会
3月	■第3回(3/3) ・基本理念検討 ・構想(案)検討	■第3回(3/30) ・構想(案)審議				
(令和3年度)						
4月	■第4回 (4/8～4/13) ・ヒアリングの実施					
5月		■第4回(5/31) ・序論(案)審議 ・構想(案)審議				全員協議会
6月	■第5回(6/29) ・計画(案)検討					
7月		■第5回(7/26) ・計画(案)審議				
8月	□第6回 (8/16～8/27) ・計画(案)検討					常任委員会
9月		■第6回(9/29) ・計画(案)審議	■第1回(9/15) ・人口ビジョン(案)検討 ・計画(案)検討	■第1回(9/30) ・人口ビジョン(案)審議 ・計画(案)審議		
10月	□第7回 (10/26～11/5) ・素案検討					常任委員会
11月			□第2回 (11/16～11/19) ・人口ビジョン(案)検討 ・計画(案)検討			
12月		■第7回(12/2) ・素案審議		□第2回 (12/8～12/24) ・人口ビジョン(案)審議 ・計画(案)審議	○パブリックコメントの実施 (12/14～1/12)	全員協議会
1月	□第8回 (1/17～1/25) ・原案検討					
2月		■第8回(2/4) ・原案審議 ■答申(2/9)	■第3回(2/15) ・原案検討	■第3回(2/24) ・原案審議		常任委員会
3月						定例会

■…対面開催 □…書面開催

稲美町総合計画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	氏 名	団 体 名
行政委員会の代表者	本 多 澄 子	稲美町教育委員会
	高 橋 秀 一	稲美町農業委員会
住民の代表者	西 澤 一 弘	稲美町都市計画審議会
	佐和田 佳 未	保育園園長会
	中 本 有 馬	稲美町消防団
	佐 藤 艶 子	稲美町ヘルスの会
	大 前 勝 彦	稲美町民生委員児童委員協議会
	岩 本 広 善	稲美町スポーツ推進委員会
	坂 田 耕 祐	稲美町農業青年クラブ
	山 谷 学	稲美町商工会
	○ 福 井 宣 司	稲美町自治会長会
	大 野 千 春	稲美町社会福祉協議会
	学識経験者	◎ 田 端 和 彦
公募委員	下 阪 義 信	

◎会長、○副会長

稲美町総合計画審議会条例

(昭和56年3月28日条例第13号)

改正 昭和59年7月4日条例第17号 平成2年7月2日条例第18号
平成11年3月31日条例第2号 平成15年6月24日条例第21号
平成19年12月27日条例第25号

(設置)

第1条 町民参加による稲美町総合計画の策定をはかるため、稲美町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、計画の策定に必要な事項について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 行政委員会の代表者
- (2) 住民の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) その他、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議の終了をもつて満了する。

2 委員に欠員が生じたときは、そのつど補充する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経営政策部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年7月4日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年5月1日から適用する。

附 則（平成2年7月2日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月24日条例第21号）

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

稲美町まち・ひと・しごと創生推進委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	氏 名	団 体 名
《産》 商工関係	大 西 和 樹	稲美町商工会
《産》 農業関係	唐 木 利 広	兵庫南農業協同組合
《産》 農業関係	井 上 幸 一	いなみ朝市実行委員会
《官》 行政関係	小 川 佳 宏	東播磨県民局
《官》 行政関係	濱 雅 之	加古川公共職業安定所
《学》 学識経験者	◎ 田 端 和 彦	兵庫大学
《学》 学識経験者	森 藤 ちひろ	流通科学大学
《金》 金融関係	名 村 俊 治	みなと銀行
《金》 金融関係	村 上 和 男	但陽信用金庫
《労》 労働団体	寺 尾 和 久	稲美町労働者福祉協議会
《言》 マスメディア関係	坂 本 竜之介	神戸新聞社東播支社
自治会関係	○ 福 井 宣 司	稲美町自治会長会
女性団体関係	佐 藤 艶 子	稲美町ヘルスの会
福祉関係	村 下 有 美	稲美町社会福祉協議会
公募委員	田 中 敬 子	
	繁 田 智 絵	

◎会長、○副会長

稲美町まち・ひと・しごと創生推進委員会設置要綱

(平成27年4月1日要綱第26号)

改正 令和2年8月20日要綱第34号

(設置)

第1条 稲美町におけるまち・ひと・しごと創生を効果的かつ効率的に計画し、推進することについて、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するために、稲美町まち・ひと・しごと創生推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の委員は、次の事項について調査・審議する。

- (1) 稲美町人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 稲美町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 推進委員会の委員は、17名以内とする。

2 委員は、住民代表及び学識経験者、民間事業者等に所属する者のうちから町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、推進委員会の議長となり、その進行を司る。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進委員会)

第5条 推進委員会は必要に応じて委員長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 委員長が必要であると認めたときは、推進委員会に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、経営政策部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の制定後、最初に開かれる会議は、第5条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (令和2年8月20日要綱第34号)

この要綱は、公布の日から施行する。

用語解説

あ 行	
IoT	Internet of Thingsの略語。家電、自動車など、さまざまなモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術のこと。
ICT	Information and Communication Technologyの略語。情報通信技術の意味を表し、インターネットなどの通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
空き家バンク	空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を町ホームページに掲載し、空き家の利活用を希望する人に提供する制度。
一億総活躍社会	女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した人も、障がいのある人も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、全員参加型の社会。
いなみ安心ネット	携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、あらかじめ登録された人に緊急情報を発信するシステム。
稲美町ヘルスの会	地域住民の健全な食生活を実践することができる食育活動を組織的に推進し、地域住民が生涯を通じた食育の推進を行うためのボランティア団体。
AI	Artificial Intelligenceの略語。人間が持つ、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の名称で、人口知能のこと。
AED（自動体外式除細動器）	心室細動で心肺停止状態となったとき心臓の動きを回復するために電気ショックを与える装置で誰でも使えるようになっているもの。公共施設などに設置が進められている。
SNS	Social Networking Serviceの略。登録した利用者同士が交流できるインターネット上のサービスの総称のこと。人と人のコミュニケーションだけでなく、企業や組織の広報としても利用されている。
オープンスクール	授業をはじめとしたさまざまな学校の教育活動について、保護者や地域住民に公開し、学校教育への理解の深まりをめざす取り組み。
か 行	
学校運営協議会 （コミュニティ・スクール）	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出しあい、意見を学校運営に反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組み。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
狭あい道路	建築基準法の規定に基づく幅員4m未満の道路や地区計画区域内の地区施設に指定された道路で、町道の認定をされた路線。
合理的配慮	障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。
国立社会保障・人口問題研究所	人口の世帯や動向を捉え、社会保障政策や制度についての研究を行う厚生労働省の政策研究機関。
こども女性比	0歳から4歳の人口と15歳から49歳女性の人口の比であり、出生率の代替指標として用いられる。
コンプライアンス	法律、規制などの遵守のこと。広義で捉えると一般常識、モラル、マナー、倫理なども含まれる。

さ 行	
指定管理者制度	公の施設の管理・運営を、株式会社などの営利企業や財団法人、NPO法人、住民団体などの法人その他の団体に、包括的に代行させることができる制度。
食育	国民一人ひとりが生涯を通して健全な食生活を送り、日本固有の食文化を継承できるように、食について考える習慣や食べ物を選択する力を身につけるための教育。
ジェネリック医薬品	最初につくられた薬（先行医薬品：新薬）の特許期間終了後に、有効成分や用法、効能・効果が同等の医薬品として申請され、厚生労働省の許可の下で製造・販売された、新薬より安価な薬。
自主防災組織	災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の任意団体。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会のこと。資源循環型社会ともいう。
情報モラル	情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度のこと。
スケールメリット	同種のもものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点。特に経済で、規模が大きいほど生産性や経済効率が向上すること。規模のメリット。
スマート農業	ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する農業のこと。
性的マイノリティ	同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などのこと。性的少数者。セクシュアルマイノリティともいう。
生物多様性	生態系、種、遺伝子の3つのレベルの多様性を包含したもので、さまざまな生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態。
総合治水	河川や下水道を整備する「ながす」対策に加えて、校庭、田んぼ、ため池などを活用して、雨水を一時的に貯留・浸透させる「ためる」対策、浸水が発生した場合でも被害を軽減する「そなえる」対策を組み合わせたもの。
Society5.0	IoTで全ての人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出したり、AI（人工知能）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などが克服される社会。
た 行	
多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認めあい、対等な関係によって、それぞれが能力を発揮しながらともに生きる社会。
脱炭素社会	大気中に炭素（CO ₂ ）を放出する化石燃料以外のエネルギーを選択・使用したり、エネルギーに含まれる炭素を除去したりすることによって実現される持続可能な社会。
地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや、支え手と受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会。
地域包括ケアシステム	要介護状態になっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするための地域の包括的な支援・サービスの提供体制のこと。

地区計画	都市計画法に基づき、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置などから見て、一体として地区の特性にふさわしい様態を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定める計画。
地産地消	国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取り組み。食料自給率の向上に加え、直売所や加工などを通して、6次産業化にもつながるもの。
デマンド型乗合タクシー	利用者から予約を受けて運行する乗合型タクシー。運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
DX	Digital Transformationの略語。ICTが社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革。
特定健康診査	40歳から74歳の人を対象に、生活習慣病の前段階といえるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を予防・改善するための健康診査。
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して行う、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポート。
特別指定区域制度	市街化調整区域の地域住民が中心となって組織するまちづくり協議会が、地域の課題を解決する土地利用計画を作成し、県がその土地利用計画に基づき区域指定を行うことにより、地域の活性化などに必要な建築物の立地を可能とする、都市計画法に基づく制度。
都市計画区域	都市計画法及びその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街化区域と市街化調整区域に区分される。
都市計画道路	健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
土地区画整理事業	公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設または変更などに関する事業。
土地利用計画	町内の市街化調整区域の土地利用方針を明確に示し、将来に渡り適正な土地利用を誘導するための指針。
トライやる・ウィーク	公立中学校2年生を対象に原則1週間にわたり実施する、地域や自然の中で行う多様な社会体験活動。
な行	
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域において、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、将来、農業経営の近代化などの見込みがある要件を備えるものとして、都道府県知事が指定する地域。
農福連携	障がいのある人などが農業分野で活躍することを通して、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。
は行	
播磨臨海工業地帯	姫路市や加古川市などの播磨地方の湾岸を埋め立てて造成された工業地域。
播磨臨海地域道路	神戸市から播磨臨海地域を連絡し、太子町に至る延長約50kmの道路。国道2号バイパスの渋滞解消、広域的防災に資する道路ネットワークの確保とともに、ものづくりの拠点である播磨臨海地域の発展に必要な道路として計画されている。
避難行動要支援者支援制度	災害時に自ら避難することが困難である人（避難行動要支援者）の名簿を作成し、本人の同意がある場合は、平常時から自治会・自主防災組織及び民生委員・児童委員など（避難支援等関係者）に名簿情報を提供し、災害時の迅速な情報提供や避難支援などに努める制度。

病診連携	地域医療などにおいて、核となる病院と地域内の診療所が行う連携のこと。必要に応じ、患者を診療所から専門医や医療設備の充実した核となる病院を紹介し、高度な検査や治療を提供する。快方に向かった患者は元の診療所で診療を継続する仕組み。
防災資機材	地震、風水害などの自然災害時やその他の大規模災害時に、地域で防災活動の主体となる自主防災組織による備蓄のこと。防災資機材には、情報収集・伝達用、初期消火用、水防用、救出用、救護用、避難所・避難用などの資機材などが含まれる。
や行	
U/Iターン	大都市の居住者が地方に移住する動きの名称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を表す。
ユニバーサル社会	年齢、性別、障がいの有無、文化の違いにかかわらずだれもが地域社会の一員として支えあうなかで、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。
ら行	
6次産業化	農林漁業者が生産（第1次産業）、加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）を一体化することや、2次産業・3次産業と連携して新しいビジネスの展開や営業形態を創りだすこと。
わ行	
ワークライフバランス	仕事と生活の調和。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できること。

SDGsの17ゴールと自治体行政の果たし得る役割

SDGsは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットにおいて加盟する全193か国によって採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性をめざす経済、社会、環境の課題に統合的に取り組む国際目標です。

今後、本町においても各施策でSDGsの考え方と関連付けることで意識の啓発を図り、住民・地域団体・事業者・行政の協力による持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。



目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。



目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。



目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究成果も報告されています。



目標4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。



目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。



目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。



目標7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。



目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

9 産業と技術革新の
基盤をつくらう



目標9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

10 人や国の不平等をなくそう



目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

11 住み続けられるまちづくりを



目標11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。

12 つくる責任
つかう責任



目標12 持続可能な生産消費形態を確保する

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。

13 気候変動に
具体的な対策を



目標13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

14 海の豊かさを守ろう



目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

15 陸の豊かさ
も守ろう



目標15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

16 平和と公正を
すべての人に



目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

自治体は公的／民間セクター、住民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

基本目標	政策	主要施策	1 雇用をなくす	2 負担をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
基本目標 1 緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち	1 調和のとれた土地利用の推進	(1) 適正な土地利用の推進				
		(2) 田園集落の土地利用の推進		●		
	2 快適な生活空間の整備	(1) 良質な住宅・宅地の整備推進	●			
		(2) 公園・水辺空間・緑地の整備				
	3 快適な暮らしの基盤の整備	(1) 安全な道路整備				
		(2) 公共交通の維持・確保				
		(3) 上下水道の整備				
	4 自然豊かな環境の保全	(1) 環境保全の推進				●
		(2) 快適な生活環境の形成				
	5 安全な暮らしを守る環境の整備	(1) 消防・救急体制の充実				
		(2) 防災・減災体制の整備				
		(3) 交通安全・防犯対策・消費者保護の推進			●	●
基本目標 2 だれもが健やかに地域で暮らせるまち	1 健やかに暮らせる健康づくりの推進	(1) 健康づくりの推進		●	●	
		(2) 保健・医療体制の充実			●	
	2 安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現	(1) 子育て環境の充実	●	●	●	●
		(2) 子育て支援の充実	●	●	●	●
	3 だれもが安心して暮らせる地域共生社会の実現	(1) 地域福祉の充実	●		●	
		(2) 障がい者福祉の充実	●		●	
(3) 高齢者福祉の充実		●		●		
基本目標 3 生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち	1 子どもの夢と志を育む教育の充実	(1) 学校教育の充実	●			●
		(2) 魅力ある学校園づくりの推進	●			●
		(3) 地域と連携した教育の推進	●		●	●
	2 地域と人を育む生涯学習の推進	(1) 生涯学習の推進				●
		(2) スポーツ・レクリエーションの推進			●	
		(3) 芸術・文化の振興				●
	3 お互いを認めあう社会の実現	(1) 人権教育の推進				●
		(2) 男女共同参画社会の推進				●
(3) 多文化共生の推進					●	
基本目標 4 地域の特性をいかした活力と魅力あるまち	1 地域の特性をいかした農業の振興	(1) 農業基盤の整備		●		
		(2) 農業の継続的な展開		●		
	2 活力ある地域経済の振興	(1) 地域経済の振興				
(2) 労働者福祉の向上		●				
3 魅力ある交流・観光の推進	(1) 交流と観光の振興					
基本目標 5 ともに進める持続可能なまち	1 ともに進めるまちづくりの推進	(1) 多様な主体との協働の推進				
	2 持続可能なまちづくりの実現	(1) 効率的な行財政運営の推進				●
		(2) 広域行政と連携交流の推進				

町民憲章、町章、町花、町木

町民憲章

わたくしたちは、郷土いなみ野の美しい自然と伝統を受けつぎ、さらに時代の進展に応じ、お互いが協力して希望に満ちた住みよい町をつくるため、誇りと自覚をもって町民憲章を制定します。

- 1 わたくしたちは、お互いが教養を高め、品性を磨き心豊かな人となるよう励みましょう。
- 2 わたくしたちは、お互いが助け合って仕事に励み生活が豊かになるよう努めましょう。
- 3 わたくしたちは、心とからだの健康をはかり、年よりは尊敬し、子どもは責任をもって育て、楽しい家庭をきずきましょう。
- 4 わたくしたちは、お互いが思いやりの心を持ち、秩序を守り、進んで世のために尽くして明るい平和な町をつくりましょう。
- 5 わたくしたちは、郷土の自然と人の心を守り育て工夫をこらして輝かしい文化の町といたしましょう。

昭和56年4月3日 制定

町章



町章は、稲美町の「い」を図案化し、「鋤」と「鎌」を表わし、また中央部を「稲の粃」を意味するもので本町の和と発展を象徴しています。

昭和31年4月1日 制定

町の花・コスモス



きく科に属する一年草で晩夏から秋にかけて素朴で清楚な単弁状花を咲かせます。白・ピンク・紅色の花びらは花期が終わると見事に散り、秋ざくらの別名をもっています。草状は繊細に感じられますが、その実、性質は極めて頑健で、病気や虫に強く倒伏してもすぐ頭をもたげて生育し、野生状態でも見事に開花する強い草花です。

昭和56年4月3日 制定

町の木・もちの木

常緑の高木で、雌雄異株、雌株には深紅のかわいい実がすずなりになり、大変美しいので植木として親しまれています。多肉のなめらかな樹皮をもったくましい木で、樹皮から「とりもち」を作ったのでこの名があります。

同属のくろがねもちは、町内の山林に多数自生するので町木として愛育していくのにふさわしい木です。



昭和56年4月3日 制定

第6次 稲美町総合計画

2022-2031

ともにつくる 未来へつなぐ 稲美町

発行：稲美町

編集：稲美町 経営政策部 企画課

TEL：079-492-1212

FAX：079-492-5162

<https://www.town.hyogo-inami.lg.jp/>

発行年：令和4年(2022年)

令和4年(2022年)3月22日議決

本書に掲載している画像は、新型コロナウイルス感染拡大前に撮影したものを含んでいます。
